

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター
2022 年度第 7 回適正化事業諮問委員会議事録

1. 日 時 2023 年 3 月 24 日(金) 13 時 25 分～14 時 35 分

2. 場 所 広島市東区光町 1 丁目 15-21
ホテル広島ガーデンパレス 3F 「羽衣」

3. 出席者

諮問委員総数 4 名 出席委員総数 4 名

伊藤 雅 委員

高橋 憲二 委員

杉原 一浩 委員

栗原 理 委員 (書面表決による出席)

参考人

中国運輸局自動車交通部

次長 瀧川 達也

旅客第一課長 秋本 由美

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

会長 三井 正信

事務局長 藤元 一則

適正化指導員 石郡 慎一

4. 審議事項及び議決事項

第 1 号議案 2023 年度事業計画について

第 2 号議案 2023 年度貸切バス適正化事業負担金の額及び徴収方法について

5. 議事の概要及びその結果

定刻に至り司会進行役が出席者を紹介し、伊藤委員長に議長を交替した。

会長挨拶ののち、議長は、書面表決を含め委員全員が出席しており、諮問委員会運営規程第 8 条により本諮問委員会が有効に成立した旨を告げ、議事録署名人に杉原一浩氏を指名した。

議案の審議に先立ち、議長が事務局に対し 2022 年度事業概要について報告を求めた。

【報告事項】2022 年度事業概要について

事務局からの報告に対し、次のとおり意見があった。

(伊藤委員長)

巡回指導の評価について、本年度は「指摘なし」～「B」の区分となっているが近年の評価の状況はどうか。改善傾向にあるか。

(事務局)

2022年度は「指摘なし」73.5%、「A評価」24.3%、「B評価」2.2%

2021年度は「指摘なし」71.1%、「A評価」24.8%、「B評価」3.8%である。

2020年度から同様の評価が続いている。さらに遡ると2019年度は「指摘無し」48.3%、「A評価」33.3%、「B評価」17.9%、「C評価」0.4%であり、改善傾向にある。

(杉原委員)

点呼の実施・記録・保存で10件の指摘があるが、点呼が実施されていなかったのか。どのような内容か。

(事務局)

内訳は、運行の安全を確保するための指示事項の記録もれ4件、無資格者による点呼の実施3件、運行管理補助者による点呼の割合が2/3を超えているもの1件、夜間長距離の運行に必要な乗務途中点呼の未実施1件、点呼記録の記載漏れ1件である。

(高橋委員)

届出運賃の収受違反は少なくなっていると思われるが、本年度は1件のみの指摘である。実際この程度なのか。

(事務局)

ここ数年の巡回指導においても届出運賃の適正収受の指摘は少ない状況である。

(三井会長)

36協定の締結・届出がないと時間外労働ができない。5件指摘があるがどのような内容か。届出がないのか、締結そのものがされていないのか。

(事務局)

協定の締結期間満了後締結・届出がされていないものである。

【審議事項】

第1号議案 2023年度事業計画について

第2号議案 2023年度貸切バス適正化事業負担金の額及び徴収方法について

議長から第1号議案及び第2号議案は、関連があるので一括して提案するよう事務局に対し指示があった。

事務局からの説明に対し、以下のとおり発言があった。

(伊藤委員長)

収支予算において最近の物価高騰の影響を考慮している費目があるか。

(事務局)

光熱水料費は、配慮して増額している。反面委託費については、コロナ禍以降事業者の状況に配慮して単価を 3,000 円減額している。委託指導員には無理をお願いしている状況である。それでも委託費の予算は増額となっているが、巡回指導の効率化に努めて参りたい。

(伊藤委員長)

先々に向けて適正な単価で実施していくことが必要と思われる。

(事務局)

全ての営業所を巡回指導する方法から優良な営業所は巡回頻度を軽減し、指摘の多い営業所を重点に指導していくような巡回指導方針に期待したい。需要が回復していない状況で負担金の引き上げは困難である。

(杉原委員)

改善基準告示が改正され、2024 年 4 月から施行される。適正化機関の労働時間に係る調査の考え方、方向性があれば教えていただきたい。

(事務局)

改善基準が遵守されているかについては、巡回指導マニュアルに記載されており確認項目となっている。巡回指導マニュアルは、毎年度改正されるので 2023 年度も改善基準告示の改正が反映されると思われる。2023 年度は、改善基準告示改正の周知が必要と考えている。また、結果的に違反がなくても拘束時間の管理ができていない事業者が見受けられる。巡回指導マニュアル改正の際は、このことについて規定して頂くよう要望したいと考えている。

(杉原委員)

時間外労働については、デジタル式運行記録計だけでは管理できないので来年度には調査項目に入れて頂くようお願いしたい。

(事務局)

調査項目については、適正化機関の判断で変更できないので全国一律の巡回指導マニュアルに反映頂くよう中国運輸局に要望したい。

(高橋委員)

参考資料 1 の 2023 年度事業規模別営業所・車両数一覧の見方を教えていただきたい。

(事務局)

事業者数の欄は、事業者の保有車両数ごとに記載している。営業所数の欄は、営業所の車両数ごとに記載している。したがって、51 両以上保有している事業者について 2 つの営業所があれば、営業所数の欄はそれぞれの営業所の保有車両ごとに区分されている。車両数の欄は、営業所の区分に対応している。

(三井代表理事)

コロナ禍が続いているが、今後も事業の休廃止が出てくる可能性はあるか。

(事務局)

ある程度事業の休廃止が続くのではないかと。予想が困難であるが予算上もその配

慮はしている。

(運輸局)

中国運輸局管内で2～3月に廃止した事業者について、廃止の理由を運輸支局に確認したところコロナ禍の影響であった。

今後は観光需要も回復すると予想される。クルーズ船の寄港も境港、広島港等で回復が見込まれる。経営基盤の面で続けるのが困難といった事業者は一定程度出てくるのではないか。

(運輸局)

令和5年度の巡回指導運用方針通達について、本来ならばこの場でお示ししているところであるが、作業の遅れによりそれができず申し訳ない。

とりあえず令和4年度の方針で行っていただくことになる。令和4年度の巡回指導においては、「優良営業所」について特化12項目の調査を行っているところであるが、令和5年度には更なる特例的なものを導入することが考えられる。反対に評価の悪い営業所については、複数回の巡回指導実施により徹底して改善を促す方向になる可能性がある。運用方針通達の内容は未だはっきりと示せないが、こういった方法でメリハリを付けるものになると思われる。

次回の諮問委員会では、適正化機関から運用方針についてご説明すると思う。

(運輸局)

引き続き適正化機関と意見交換しながら持続性の高い適正化事業の仕組みが必要と考えている。国土交通省はコロナ禍でもあり事業全体の底上げを考えているようだ。引き続きご意見をお寄せいただき、我々も伝えていきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

(伊藤委員長)

評価の良くない営業所の割合は、全国と比較して中国はどのような状況か。

(運輸局)

全国的に見れば少ない方と思う。

(三井代表理事)

B評価は良くない方か。

(事務局)

管内では、評価が低いので各運輸支局との意見交換会の際に状況を報告し、監視対象営業所の選定材料としていただいている。

(運輸局)

鳥取県は、運輸支局との意見交換会開催が5月の予定となっているが、運用方針通達決定後に開催ということか。

(事務局)

鳥取運輸支局のご都合によるものである。

質疑が終了したので、議長が第1号議案及び第2号議案について委員に諮ったところ全員異議なく議決された。議長から諮問書どおり答申するとの報告があった。

議案の審議が終了したので、14時35分議長が閉会を宣言した。

事務局から第1号議案及び第2号議案について、中国運輸局に認可申請する旨の報告があった。また第1号議案については、国土交通省の巡回指導運用方針決定後に変更認可申請が必要なため、再度諮問委員会の審議が必要であり、その開催方法を諮ったところ、書面審議とすることで委員の了解が得られた。

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人1名は記名押印する。

2023年3月24日

議事録署名人 議長 伊藤 雅 ⑩

委員 杉原 一浩 ⑩